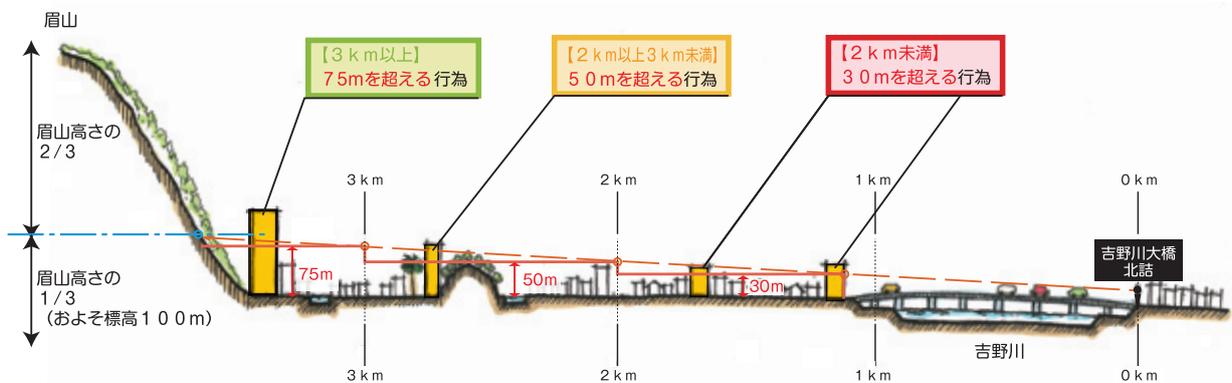
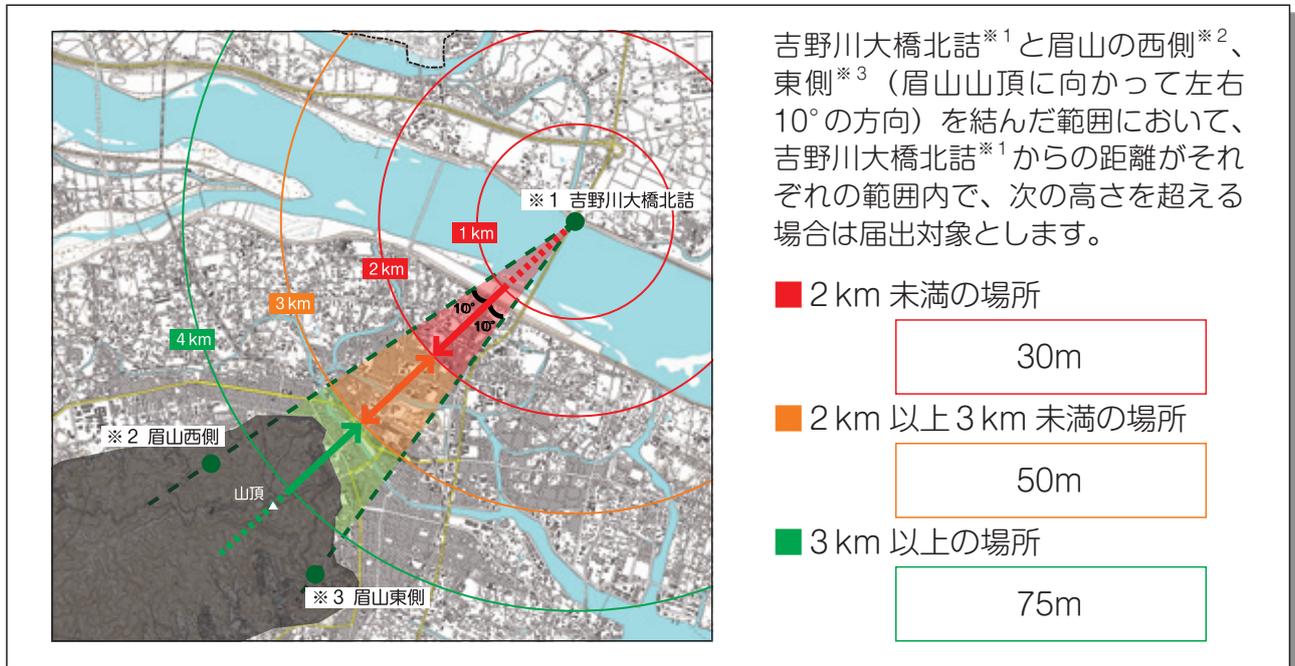


# 4

## 眺望景観の届出対象行為と基準の解説

### 4-1 吉野川大橋からの眉山眺望

#### (1) 届出対象範囲及び規模

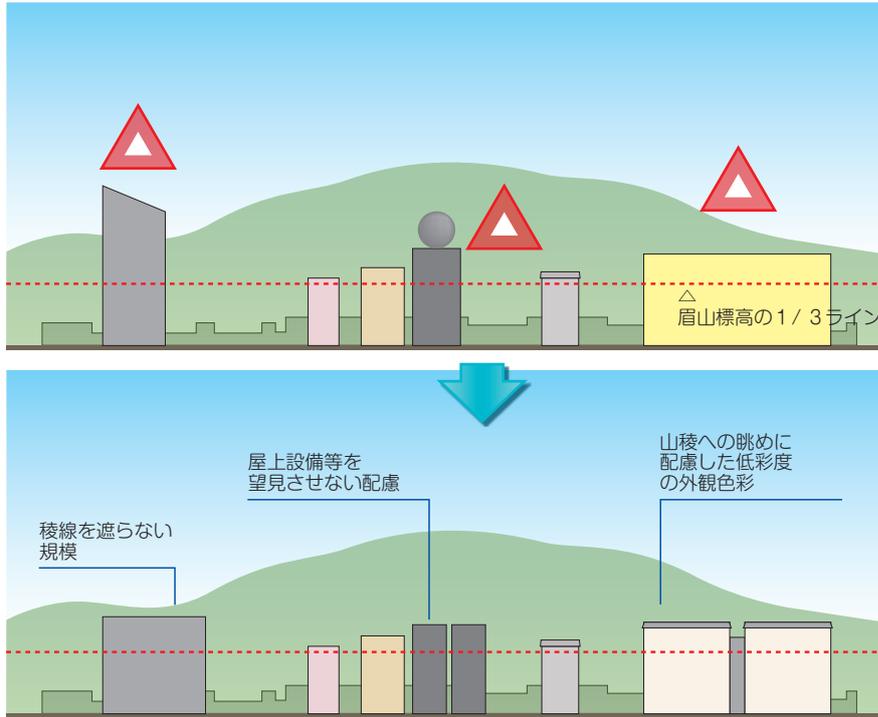


#### (2) 景観形成基準の解説

項目		景観形成基準
建築物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。
	建築設備	・屋上設備は建物と一体化した壁面を立ち上げるか、目隠し等の配慮をする。
工作物	高さ・規模	・眉山の稜線や山腹の眺望景観の保全に配慮した高さ・規模とする。
	意匠・形態	・著しく眺望景観を損なうような意匠・形態はさける。
	色彩	・著しく眺望景観を損なうような色彩はさける。

## 【眺望】 眉山への良好な眺望を保全しましょう

- ・背景となる眉山への良好な眺望を保全するため、適切な規模、意匠・形態に配慮し、山の稜線を遮らないように留意しましょう。



- ・山の稜線を遮るような建物規模や配置はさげましょう。
- ・規模の大きな建物は、分棟するなど、高さを抑える工夫をしましょう。(本ガイドライン P10 参照)
- ・屋上部に建築設備を設置する場合は、露出させず建築物と一体感ができるように工夫し、シンプルなスカイラインを形成しましょう。

## 4-2 新町橋からの眉山眺望

### (1) 届出対象範囲及び規模



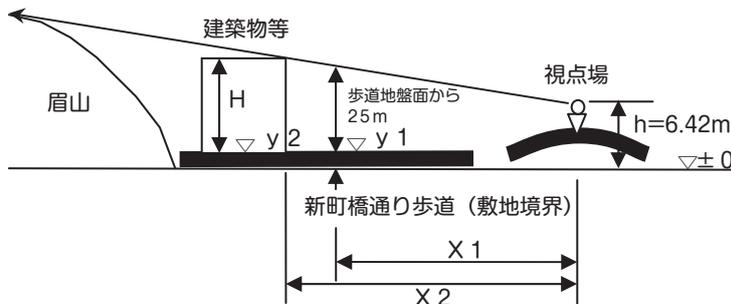
視点場から見たときに、建築物および工作物の高さが山腹基準線、または基準稜線を超えるもの。

山腹基準線  
新町橋通り歩道（敷地境界）の地盤面から  
高さ（H）=25 mライン

計画建築物および工作物の高さが、次の算定式により求められた高さ H または H1 を超える場合には届出対象となります。景観形成基準に適合する計画としてください。

#### ● 山腹基準線を超える場合の高さ H の算定式

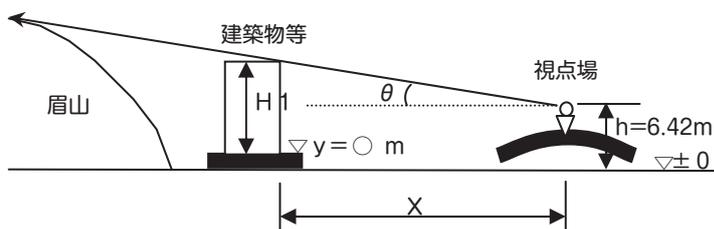
$$【算定式：H = (25\text{m} - 6.42\text{m} + y_1) \times X_2 / X_1 + 6.42\text{m} - y_2】$$



H : 山腹基準線を超える高さ  
X1 : 新町橋通り歩道（敷地境界）までの距離  
X2 : 建築物等の各部分までの距離  
h : 視点場の高さ（海拔からの標高）  
y1 : 新町橋通り沿道歩道の高さ（海拔からの標高）  
y2 : 計画敷地の高さ（海拔からの標高）  
視点場：新町橋東側歩道中央部

#### ● 基準稜線を超える場合の高さ H1 の算定式

$$【算定式：H1 = h + X \times \tan \theta - y】$$



H1 : 基準稜線を超える高さ  
X : 建築物等の各部分までの距離  
h : 視点場の高さ（海拔からの標高）  
y : 計画敷地の高さ（海拔からの標高）  
θ : 眉山稜線の仰角  
視点場：新町橋東側歩道中央部

## (2) 景観形成基準の解説

項目		景観形成基準	
建築物・工作物	高さ・規模 意匠・形態 色彩等	維持稜線	・視点場から見たときに、 <u>維持稜線</u> を超えない高さ・規模とする。
		山腹基準稜線	・視点場から見たときに、 <u>山腹基準線</u> や <u>基準稜線</u> を超えないよう努める。ただし、基準線を超える場合は、高さ・規模、意匠・形態、色彩等に配慮*し、眺望景観の保全に努める。

※山腹基準線および基準稜線を超える場合の配慮

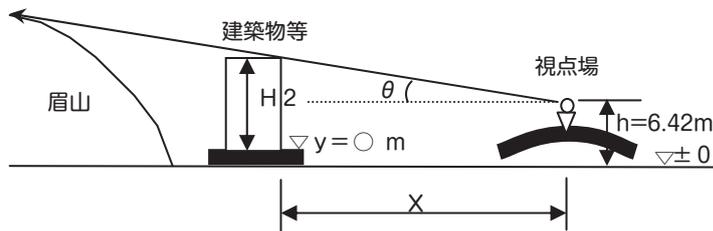
背景となる山腹との調和や稜線の連続性に配慮し、意匠・形態の工夫を行う。また、山腹や山並み、空と調和した色彩とする。

### 【眺望】 維持稜線を超えないようにし、良好な眺望を保全しましょう

・眉山への良好な眺望は、山腹の緑の部分が広いほど、眉山への眺めの魅力が高まります。建築物や工作物の高さや規模は、可能な限り低くするようにしましょう。

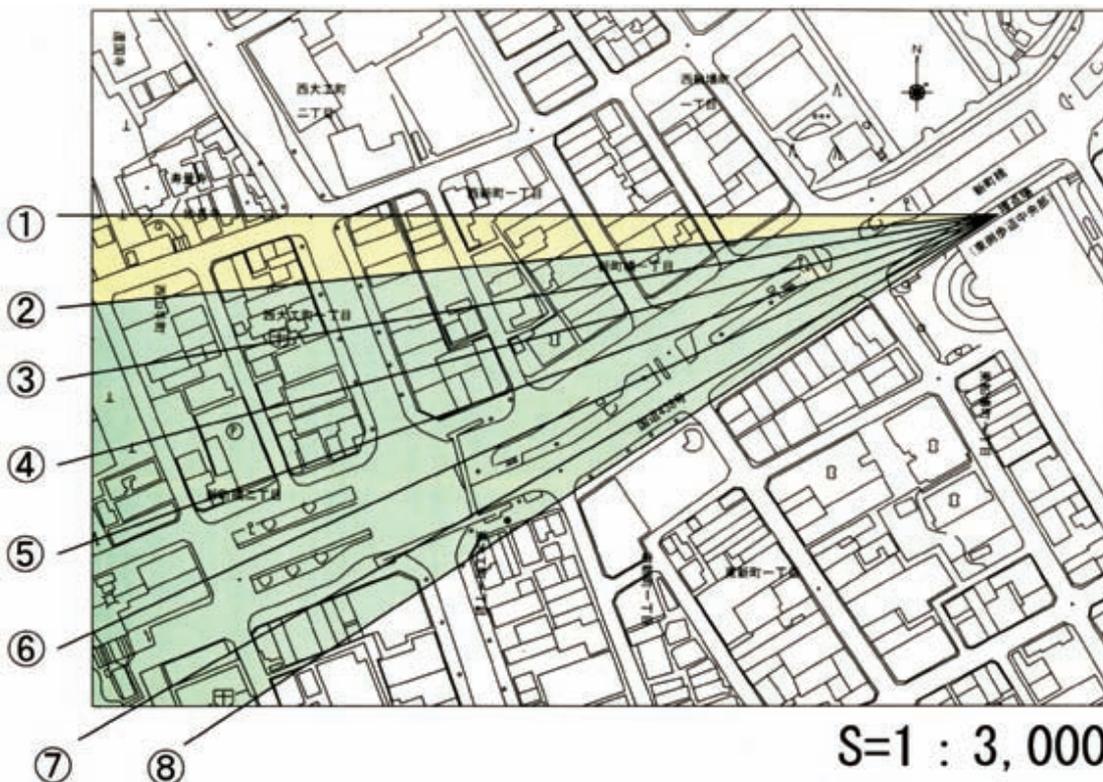
次の算定式により、計画建築物等が維持稜線を超えない高さを求めることができます。

- 計画建築物等が維持稜線を超えない限度高さ  $H_2$   
【算定式： $H_2 = h + X \times \tan \theta - y$ 】



$H_2$  : 建築物等の各部分の基準稜線を超えない高さ  
 $X$  : 建築物等の各部分までの距離  
 $h$  : 視点場の高さ (海拔からの標高)  
 $y$  : 計画敷地の高さ (海拔からの標高)  
 $\theta$  : 眉山稜線の仰角  
 視点場: 新町橋東側歩道中央部

### ■ 届出対象範囲及び眉山稜線の仰角 $\theta$



No.	仰角 $\theta$	
基準稜線	①	9.39
	②	11.29
維持稜線	③	12.58
	④	13.79
	⑤	14.40
	⑥	13.71
	⑦	13.37
	⑧	12.80